

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第11回）議事録

第1 日時 平成22年7月27日（火） 14時00分～15時35分

於、総務省8階第1特別会議室

第2 出席委員（敬称略）

東海 幹夫（部会長）、辻 正次（部会長代理）、斎藤 聖美、酒井 善則、
新町 敏行、高橋 伸子

（以上6名）

第3 出席した関係職員

(1) 総合通信基盤局

桜井 俊（総合通信基盤局長）、原口 亮介（電気通信事業部長）、
前川 正文（総合通信基盤局総務課長）、古市 裕久（事業政策課長）、
井幡 晃三（事業政策課企画官）、木村 公彦（事業政策課調査官）
二宮 清治（料金サービス課長）、吉田 正彦（料金サービス課企画官）

(2) 事務局

白川 政憲（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

第4 議題

- ア. ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信
役務（ユニバーサルサービス）制度の在り方について【諮問第1213号】
- イ. 長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について
【平成22年4月27日付 諮問第1212号】

開 会

○東海部会長　それでは定刻でございますので、ただいまから第11回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日は、委員及び臨時委員7名中6名が出席をされておりますので、定足数を満たしております。

まず、会議に先立ちまして、総務省において人事異動があったと聞いております。新たに着任をされました総務省の方は、順にご挨拶をお願いしたいと思います。

○原口電気通信事業部長　本日付で電気通信事業部長を拝命いたしました原口でございます。ご指導をよろしくお願いいたします。

○前川基盤局総務課長　同じく本日づけで総合通信基盤局総務課長を拝命いたしました前川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○古市事業政策課長　事業政策課長の古市でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○二宮料金サービス課長　本日付で料金サービス課長を拝命いたしました二宮でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田料金サービス課企画官　本日付で料金サービス課企画官を拝命いたしました吉田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○東海部会長　以上でよろしゅうございますか。ありがとうございました。
会議は公開で行います。

議 題

ア. ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）の制度の在り方について【諮問第1213号】

○東海部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。本日の議題は、計2件でございます。

まず、諮問第1213号、「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期

における基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）の制度の在り方について」審議をいたします。本件については、情報通信審議会議事規則第11条第8項の規定に基づきまして、お手元にごございます資料11-1-1のとおり、当部会に付託をされております。

それでは、総務省からご説明をお願いいたします。

○吉田料金サービス課企画官　それでは、資料に基づきましてご説明申し上げます。

まず資料11-1-2をごらんください。諮問書でございます。この諮問書を初めに読み上げさせていただきます。

諮問書。ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度の在り方について、下記のとおり諮問する。

記。基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度は、国民生活に不可欠であると広く認識される通信サービスを、全国どこでも地域間格差なく利用できることを確保するための仕組みである。

現在、電気通信事業法第7条に基づき、「加入電話」、「第一種公衆電話」、「緊急通報」がユニバーサルサービス制度の対象として位置づけられており、事業者による提供義務等が課せられているとともに、これをあまねく提供している事業者に対して基金による支援が行われている。

F T T H等のブロードバンドサービスの普及に伴い、F T T H等の回線を用いて提供する「O A B～J－I P電話（光I P電話）」が、加入電話と通話品質が同等であり、ブロードバンドサービスの料金に安価な基本料を加えることで利用できることから、急速に普及している。さらに、ブロードバンドサービスの契約を要せずに単独で利用でき、加入電話と料金面でも同等性を有する光I P電話も登場してきている。このような現状を踏まえれば、ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期においては、固定電話については、加入電話と光I P電話が併存しつつ、加入電話から光I P電話へ置き換わっていくと想定される。

また、「グローバル時代におけるI C T政策に関するタスクフォース」政策決定プラットフォームが取りまとめた「『光の道』構想実現に向けて—基本的方向性—」（平成22年5月18日）においては、「『光の道』の実現に向けた移行期におけるユニバーサルサービス制度の見直し」として、「メタルアクセスから光アクセスへのマイグレーションを加速化するためには、ユニバーサルサービスの対象を「『加入電話』又は『加入

電話と同程度の料金水準の光 I P 電話』と変更する」ことの必要性が提言されており、この変更により、「宅地開発の際のメタルの整備の回避、将来的なメタル撤去の準備等が可能となり、光ファイバの整備を促進すること」が期待されている。

以上を受け、ユニバーサルサービス制度の対象、ユニバーサルサービス基金の在り方等、ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方について、貴審議会に諮問するものである。

諮問書は以上でございます。

続きまして、資料 1 1 - 1 - 3 の説明資料をごらんください。こちらを説明させていただければと思います。

まず 1 ページ目、検討の背景でございますけれども、こちらは先ほどの諮問書と同様ですので、説明は割愛させていただきます。

2 ページをお開きください。検討をお願いしたい事項でございます。

大きく 2 点ございますけれども、1 点目は、ブロードバンドが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービスの対象でございます。この検討対象の 1 つ目は、アにありますように、光 I P 電話の取り扱いです。まず、①にありますように、加入電話と同等か否かを判断するための基本的要件ということで、光 I P 電話がどのような要件を満たせば加入電話と同等と判断できユニバーサルサービスの対象とできるか、その要件の抽出が必要でございます。

続いて、②にありますように、①で検討した基本的要件を踏まえ、どのような光 I P 電話が加入電話と同等と判断でき、ユニバーサルサービスの対象とできるか、当てはめの問題がございます。現在、定額制の光サービスの契約が必要な光 I P 電話がポピュラーでございますけれども、単独で利用できる安価な光 I P 電話も登場してきておりますし、また今後は定額型よりも安価な準定額型の光サービスの登場も想定されているということでございます。こういうことで、料金面を中心に要件を踏まえた検討が必要でございます。

次に、イにありますように、メタルアクセス回線のまま I P 網に收容される電話の扱いでございます。NTT では P S T N のマイグレーションに関しましてメタルアクセスの N G N 收容を検討しておりますので、このようなメタルのまま N G N に收容される形態の電話が実際に登場した場合、ユニバーサルサービス制度においてこれをどのように取り扱うべきかという検討が必要でございます。

検討対象の3点目は、ウの緊急通報の取り扱いです。現在、加入電話発の緊急通報をユニバーサルサービスの対象としておりますが、光IP電話をユニバーサルサービスの対象とする場合、光IP電話発の緊急通報も同様にユニバーサルサービスの対象とすべきかどうか検討が必要でございます。

これらの他、エのその他といたしまして、ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期において現行のユニバーサルサービスの対象について見直しが必要な点があるならば、あわせて検討をお願いできればと思っております。

引き続きまして3ページをごらんください。検討をお願いしたい事項の2つ目、検討事項1の検討結果等を踏まえた、ユニバーサルサービス基金の在り方でございます。

まず、1点目の論点が、アの光IP電話をユニバーサルサービスの対象とする場合の補てんの要否でございます。現在、加入電話を全国あまねく提供している適格電気通信事業者に対しては、高コスト地域の維持コストの一部を基金として補てんしているわけでございますけれども、光IP電話をユニバーサルサービスの対象とするとの結論になった場合、補てんが必要かどうかをまず検討いただければと思います。その上で、補てんが必要と判断された場合には、アのポツにございますように、コスト算定方法をどうするのか、補てん対象地域をどのように特定するのか、補てん額の算定方式はどのような方式を採用するかといったことについて詳細な検討が必要となると考えています。

2点目の論点が、イの加入電話の補てん額の算定方法の見直しの要否でございます。後ほど参考資料で詳細に紹介いたしますけれども、2年前の前のユニバーサルサービス制度の見直しの際には、加入電話の補てん額の算定について、加入電話から光IP電話に移行した回線数を加入者回線に加算するという補正の必要性が答申に盛り込まれ、算定方法の改正を行っております。光IP電話をユニバーサルサービスの対象としてさらに補てんを行うこととなった場合には、この補正を続けるかどうかという検討が必要でございます。

最後に、ウのその他ということで、その他に検討すべき点があるかということについて触れさせていただいています。

4ページをお開きください。今回の審議に当たりまして、その参考に資するため、関係の事業者、団体の方々から意見をお聞きする機会を設けたいと思っております。具体的には、本諮問について調査検討を行っていただくユニバーサルサービス政策委員会と合同で、8月26日午後3時からヒアリングを開催したいと考えてございます。ヒア

リングの対象の事業者・団体としては、この表の方々を考えてございます。

続きまして5ページをお開きください。検討スケジュールの案でございます。ユニバーサルサービス政策委員会で8月26日の合同ヒアリングを踏まえまして、9月に論点整理、10月には報告書案を取りまとめていただき、10月の電気通信事業政策部会で答申案としてご審議いただいた後、パブリックコメントを経て年内に答申をいただければと考えてございます。

なお、光IP電話に補てんが必要となった場合というケースにつきまして、6ページにございますように、これは来年度の4月からということでこの線表を引かせていただいておりますが、引き続き補てん額の算定方法についてご審議いただければと考えてございます。

それでは引き続きまして、資料11-1-4を使いまして、ユニバーサルサービス制度の概要や光IP電話に関する現状などについてご説明させていただきたいと思っております。

まず、1ページ目をお開きください。ここにユニバーサルサービスの概念についてまとめてございます。ユニバーサルサービスの基本的要件といたしましては3点、英語で言いますと、essentiality、affordability、availabilityの3点が求められるということでございまして、光IP電話のユニバーサルサービス化の検討に当たっては、加入電話と同等か否かについて、この3つの点をさらにブレイクダウンする形で加入電話と同等か否かを判断するための要件を検討していただくことになろうかと思っております。

2ページ目をごらんください。ユニバーサルサービス制度の全体の概要をまとめたものでございます。現在、ユニバーサルサービスといたしましては、下の図にありますように、加入電話、公衆電話、緊急通報がその対象とされていますが、これらの国民生活に不可欠なユニバーサルサービスの全国あまねく提供を担保するため、大きく2つの仕組みが用意されております。

1つ目が、表の左側のユニバーサルサービスを提供する事業者に対する提供義務などの仕組みでございまして、具体的には、加入電話などを提供しているNTT東西、直収電話を提供するKDDI、ソフトバンクテレコム、それからCATV電話を提供するテクノロジーネットワークス、これはジェイコムグループでございますけれども、こういった事業者提供義務の他、約款の事前届出義務・公表義務、約款契約遵守義務などを果たしていただいております。これは事業法が根拠となっております。

2つ目が右側の基金の制度でございます。全国あまねく加入電話等を提供する適格電気通信事業者であるNTT東西に対しまして、負担事業者が負担金を拠出し、基礎的電気通信役務支援機関を通じて交付金として交付する仕組みでございます。この基金制度の具体的な仕組みにつきましては、次の3ページの図をごらんください。右側が負担事業者でございまして、NTT東西と接続している携帯電話事業者、固定電話事業者などのうち事業収益が10億円を超える事業者が対象で、利用している電気通信番号の数に応じて負担金を負担していただくという制度となっています。なお、ほぼすべての負担事業者がその負担をユニバーサルサービス料として利用者に転嫁している状況でございます。

次に4ページをごらんください。基金制度の稼働以降これまでの4年間の補てん額と番号単価の推移でございます。直近の21年度の認可分では、補てん額はNTT東西合計で188億円余り、番号単価は8円となっておりまして、負担事業者が利用者に転嫁しているユニバーサルサービス料は8円となっています。

5ページをお開きください。諮問書にも出てまいりましたが、5月にまとめられました『「光の道」構想実現に向けて一基本的方向性一』の該当部分の抜粋でございます。この第2パラグラフの後半にございますように、早期に「光の道」を実現するためには、メタルの加入電話の提供義務が「光の道」の中心的技術である光ファイバーの整備に抑制的な影響を与える可能性を回避することが必要となるとの問題意識から、先ほどご説明しましたとおり、ユニバーサルサービスの対象を「加入電話」から「加入電話又は加入電話と同程度の料金水準の光IP電話」に変更することの必要が提言されてございます。

続きまして6ページからは光IP電話の現状でございます。6ページは光IP電話の回線数の推移でございます。青い線がユニバーサルサービスの対象となっている加入電話、直収電話、CATV電話の合計値、下のピンクの線が光IP電話でございます。2年前の前の見直しの際は、19年度末にありますように、光IP電話は加入電話等の6分の1程度ということでございましたけれども、直近の21年度末というところを見ますと、加入電話等が3,792万回線に対しまして、光IP電話は1,453万と、加入電話等の3分の1まで増加してきているという状況でございます。

7ページでございます。これは6ページのグラフの内訳でございまして、上のグラフにございますように、ユニバーサルサービスの対象の加入電話等は、NTT東西の加入

電話だけでなく、直収電話やCATV電話でも減少傾向であるということがわかるかと思えます。

続きまして8ページをごらんください。今後の回線数の予測でございます。平成15年度末以降のデータをもとにして、二次曲線を近似曲線として当てはめてみるということで、単純な推計方法ではございますけれども、この図によりますと、両者は24年度中にクロスすることが見てとれます。これは単純な推計方法ということで、あくまでも目安に過ぎませんが、数年のうちには光IP電話が固定電話の過半を占めるということが予想されます。

続きまして9ページをごらんください。光IP電話等のトラフィックの推移でございます。例えば、下の段の通信時間の推移の方を見てみますと、光IP電話の年間の通信時間が増加を続けているということが読み取れるかと思えます。20年度で2.4億時間となっています。ちなみに加入電話等は15.9億時間となっています。

10ページ目は、光IP電話と加入電話を比較した表でございます。光IP電話につきましては、FTTHサービスの契約が必要なものとして、NTT東日本のマンションタイプと戸建てタイプを並べるとともに、表の一番右側でございますけれども、FTTHの契約が不要な光IP電話をまとめた形で掲載してございます。この表でございますけれども、まず一番上の電話番号につきましては、加入電話、光IP電話とも0AB-J番号を用いているということでございまして、通信品質は同等ということでございます。初期費用につきましては、加入電話、光IP電話ともにプランによって金額の水準はさまざまとなっております。アフォーダビリティの面でポイントとなります基本料につきましては、FTTHとバンドルされた光IP電話につきましては、FTTHの基本料との合計額が3,800円でありますとか5,700円といった形で、加入電話に比べて高額となっております。一方、FTTHの契約が不要な光IP電話につきましては、1,300円ぐらいから1,800円ぐらいということで、加入電話と遜色がない水準となっております。なお、通話料につきましては、光IP電話は全国一律3分8円ということで、加入電話よりもリーズナブルな料金体系となっております。緊急通報についても光IP電話からも利用が可能となっております。

基本料以外の両者の大きな違いは、表の下の2行目、局給電の有無と、光IP電話について接続できない番号が一部あるという点でございます。加入電話との同等性の有無の判断の点で1つポイントとなるかと思えます。これらについては、後ほど説明した

いと思います。

11ページをごらんください。給電の関係でございますけれども、加入電話には電話局から電力が供給されておりますので、停電時でも通話が可能でございます。一方、光IP電話にはその機能がありませんので、停電時には一般的には利用できません。ただし、NTT東西では、停電時の電源確保の手段を提供しています。左側が月額500円の装置で、アルカリ電池でルーターに電力を供給し、光電話の利用を可能とするという装置でございます。一方、右側でございますが、2万円程度で提供されておるルーターと電話機に給電可能な無停電電源装置でございまして、例えばこのPLAN-Aの方ですと2万2,050円を支払いますと4年間のセンドバック保守というのがついてくるという形になってございます。

次に12ページをお開きください。そもそも停電時の対応のニーズということでございますけれども、我が国の年間の停電回数等を見ても、左のグラフにございますように、20年度で年間当たり0.15回ということで、右のグラフでもございますように、国際的にも非常に低水準で、以前に比べると停電自体の回数が減っており停電対応のニーズも少なくなっていると思われま。

次に13ページをお開きください。13ページは光IP電話から接続できない番号やオプションサービスなどをまとめたものでございます。上の表の右側にありますように、ダイヤルQ2、ポケベル、コレクトコールなどの電話番号にかけられないとともに、下の表にありますように、キャッチホンII、ナンバー・アナウンス等のオプションは利用できなくなっています。

続きまして14ページは、光IP電話に関する重大事故の発生状況でございます。19年度には、表の2行目と3行目にございますように、NTT東西が100万規模に影響する事故を起こしており、ご記憶されていらっしゃるかと思いますが、今年も含め、この3年間はそのような大規模な事故は起こっていないという状況でございます。

15ページをごらんください。光IP電話に関する利用者意識の変化ということでございまして、これは総務省において、2年前と今年の年明けの2回にわたり、1,000名規模のユーザーアンケートをした結果をまとめたものでございます。まず上の段が、光IP電話を加入電話の代替サービスとしてユニバーサルサービスに含め得るかどうかという設問の回答です。「既に代替的」、「普及すれば認めうる」との回答の合計が円グラフの黄色い枠の部分で、2年前は26.3%だったものが今年は40%に増加してお

ります。下の段でございますけれども、光 I P 電話を利用している方に対する設問で、「十分に代替的」、「おおむね代替的」との回答の合計が 2 年前の 55.4% から今年には 76% に増加しており、光 I P 電話と加入電話を同等と考えるユーザーがこの 2 年間で大きく増えてきたということがわかるかと思えます。

16 ページをお開きください。2 年前の見直しの際、公衆電話を引き続きユニバーサルサービスとすることの是非、携帯電話を新たにユニバーサルサービスと扱うことの要否も議論がなされたわけですが、これらの点についてのアンケート結果です。上の段にありますように、公衆電話を今後も引き続きユニバーサルサービスとすることが必要と考える方は、2 年前とほぼ変わらず 7 割を超えているという状況でございます。一方、新たに携帯電話のユニバーサルサービス化が必要と考えられる方は、依然 3 割程度にとどまっているという状況でございます。公衆電話、携帯電話については、光 I P 電話に比べ利用者意識の変化はあまりないということがうかがえるかと思えます。

17 ページでございます。F T T H とセットで契約せずに利用できる光 I P 電話の例をまとめたものでございます。表の上の 3 つは、市町村が補助金等で光ファイバーを敷設して事業者に I R U 契約で提供しているエリアのサービス例ということでございますが、N T T 東西、ソフトバンクテレコムが 1,000 円台の基本料で提供しています。表の中段の 2 つはマンション向けのタイプということでございまして、既に事業者が光設備を設置しているマンションの居住者に提供しているもので、やはり基本料は 1,000 円台でございます。表の一番下はケイ・オプティコム サービスでございまして、特に対象の限定はなく、1,323 円の基本料で提供しているということでございます。

18 ページでございます。N T T による光サービスの準定額型サービスの検討についてでございます。今年 4 月の「光の道」構想を検討するタスクフォースのヒアリングの際に N T T が、上の枠にございますように、光サービスについてさらなる需要喚起に向けて準定額型サービスなど、一層使いやすい料金にしていくということを表明しています。具体的にどのようなサービス・料金体系になるかという点は、今後の N T T の検討を待つ必要があるかと思えますけれども、過去の例では、ダイヤルアップ接続における準定額型がございました。

下の右のグラフをごらんください。この黄色い線が定額型のフレッツ・I S D N で 2,800 円で使い放題のタイプでございます。これに対して、i・アイプラン 400 というのが準定額型で、最初の 6 時間までは 400 円という料金となっています。光サービ

スについて、現在の定額型ですと、それとバンドルされている光 I P 電話は、アフォーダビリティの観点からいうと加入電話とは同等とは必ずしも言えないというわけですが、このような準定額の光サービスが登場してくると、光サービスとバンドルされる光 I P 電話でも加入電話と料金面で同等と判断できる場合も出てくるのではないかと想定されるかと思えます。

19 ページでございます。NTT によるメタルアクセスの NGN 収容の検討についてでございます。NTT では、2008 年 5 月の「新たな中期経営戦略」の中で、PSTN ユーザーのマイグレーションについて、メタルアクセスの I P 対応装置による NGN 収容を 1 つの選択肢として検討することを表明してございます。メタルアクセスの I P 網への収容は、イメージとしては、この下の図のようになろうかと思えます。このような過渡的な電話サービスが実際に登場した場合、ユニバーサルサービスの点でどのような扱いをなすべきかどうか、検討が必要と思えます。

20 ページでございます。緊急通報の件数の推移でございます。年間、119 番が 80 万件程度、110 番が 90 万件程度でございます。残念ながら、光 I P 電話からの発信の件数というのが、分計ができておりませんで、わかりませんが、光 I P 電話の普及に伴い、この光 I P 電話からの発信の割合というものは増えているものと考えられます。

21 ページでございます。NTT 東西の敷設している加入系メタルケーブルの総延長の推移でございます。冒頭にご紹介した「光の道」構想の基本的方向性では、光 I P 電話のユニバーサルサービス化により宅地開発の際のメタルの整備の回避が期待されておりますが、実際に宅地開発等による毎年の新規敷設がどれくらいあるかということ、グラフの一番上の青い部分が毎年度の増加分でございますけれども、3,000 から 4,000 キロメートルの多くの部分が宅地開発による新規敷設分と考えられます。

22 ページからは補てん額の算定方法に関する参考資料でございます。

22 ページは、現在の補てん額の算定方法の紹介でございます。左下の方のグラフをごらんください。加入電話の補てん対象地域は、外国の例も参考といたしまして、競争事業者が参入を見合わせる地域ということで、グラフの右側の両矢印の部分、高コスト上位の 4.9% 地域を対象としているということでございます。一方で、光 I P 電話については、F T T H がまだ 10% が未整備ということがございまして、これから整備が進められていくことから、補てんが必要とされた場合、どの地域を対象にするかという検討が必要かと思えます。

23ページをごらんください。長期増分費用モデルの概要でございます。ユニバーサルサービスの補てん額の算定の際、コストについてはNTT東西の非効率性を排除する目的から、本来、接続料のコスト算定に作成された長期増分費用モデルを使って算定しています。図の上側の破線の枠内が接続料コストの算定対象、下側の赤い破線の部分がユニバーサルサービスの補てん額にかかるコストの算定対象でございます。光IP電話の補てんを行う場合、加入電話と同様に長期増分費用モデルを用いて算定すべきかどうか課題になるかと思えます。

次に24ページでございます。2年前の見直しで導入されましたIP化の進展に伴うコスト算定方式の見直し、いわゆるIP補正の関係でございます。左の図にありますように、IP化の進展に伴いまして、低コストの都市部を中心に加入電話から光IP電話への移行が進展しています。これに伴い、低コストの回線が抜けていくということから全国平均費用が上昇し、全国平均費用プラス標準偏差の2倍と規定されているベンチマーク水準も上昇し、結果として図の緑の部分でございますけれども、この補てん額が減少するという現象が発生してございます。高コスト地域の維持コストに変化がない一方、IP化の進展に伴い補てん額が機械的に減少してしまうことから、右の図にありますように、制度稼働以降、光IP電話に移行した回線を移行しなかったものとみなしてコストを算定するという補正を行うこととし、21年度認可分から適用してございます。光IP電話をユニバーサルサービスの対象とし、さらに補てんを行うこととした場合、このIP補正を継続すべきかどうか検討が必要でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

- 東海部会長 ありがとうございます。「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方」ということでございます。現在、既に存在をするユニバーサルサービス制度が今後どのようにして存続をすることが適切かといったことの問題の投げかけであるかと思っております。どうぞ、ただいまのご説明につきましてご質問、ご意見ありましたら、ご発言をいただきたいと思えます。
- 辻部会長代理 この新しいユニバーサルサービス制度のあり方について説明を伺いましたが、2年ほど前、ユニバーサルアクセスの研究会があり、そこではどのようにユニバーサルサービスの概念をPSTNからブロードバンドに広げるかが議論されました。そこでは2015年度までを移行期として、2015年以降を本格的なブロードバンドとして、ユニバーサルサービスをどのように考え定義するかを議論したと記憶していま

す。

ここの表題を見ていますと、「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方」とありますが、先ほどの議論から見ますと、これはユニバーサルサービスでなく、ユニバーサルアクセスのような感じもします。だから、ブロードバンドの移行期のときのユニバーサル制度のご提案かと思って伺っておりましたが、実はユニバーサルサービスということです。現行の制度がIPの進展により、当初考えていたよりもいろいろな補正により複雑になってきておりますから、それはIP補正ということでIP電話をサービスの対象に含めるという形で、どちらかという現行の制度の補強の形とっているように見えます。移行期のユニバーサルアクセスはまだ視野に入っていないと見てよろしいのでしょうか。

それともう1つ関係しますのは、「光の道」という言葉が散見するのです。「光の道」はまさしくブロードバンド100%を意味しますので、これは移行期から先の話になると思います。この「光の道」の進展状況によっては、今のIP電話の補正だけでは済まなくなり、まさしく本格的なブロードバンド時代のユニバーサルアクセスというものも視野に入れる必要がでてきます。ですから、「光の道」の具体的なものは、私は新聞報道でしか知りませんので、「光の道」構想という全体的な方針というのは存じ上げておりますけれども、具体的なユニバーサルアクセスまで踏み込んだ議論はまだないと思います。この「光の道」構想と今回の補正策との関係、つまり「光の道」が速く進むようだと100%光となり、この制度自身が単なる現行制度の補正ということになりますけれども、この両者の関係、合わせて2点、お考え等を伺えますとありがたいです。

○東海部会長　どうぞよろしく願いいたします。

○吉田料金サービス課企画官　「光の道」構想との関係ということでございますけれども、この「光の道」構想が、今、検討が行われているかと思っておりますけれども、これがどのくらい現実に構想が具体化していくか、それからブロードバンドサービスというのがどのくらい普及していくかということ等を踏まえまして、先生ご指摘の点は検討していくかなというふうに考えてございまして、そういう意味では、この「光の道」の部分につきましては、この移行期の後の段階になるのかなというのがこの諮問の考え方かというふうに承知してございます。

○東海部会長　私も同様の質問をさせていただこうかと思っておりましたけれども、基本的には、この資料11-1-3の2ページと3ページ、検討事項(案)、2つ書かれ

ているわけですが、これを拝見する限りにおいては、このたびの諮問の内容というのは、現在存在をすところのユニバーサルサービス制度の基本は変えないという考え方の中で、新たな光の関係の進展をどのようにしてユニバの問題の中に取り込めるかという議論をせよというような、枠がある程度かかっている、こんな判断を私はいたしました。2ページのあたりはそういう表現になっているわけです。なぜならば、現在の加入電話、公衆電話、緊急通話、この3つのいずれについても、そのユニバーサルサービスにおける補てんの制度というものについての議論をせいという形はそれに書いてないですね。ですから、そのような理解をするということが適切かと私は理解いたしましたけれども、いかがでしょうか。

○吉田料金サービス課企画官　はい、先生のご理解でよろしいんじゃないかと思っております。

○酒井委員　よろしいですか。私も同じような理解なんですけど、本来のユニバーサルアクセス的な意味からすると、ブロードバンドも含めてアクセスのところはメタリックと電波と光と、この3つの方法があって、本当にどれがいいのかと。それで、今の制度というのは、そのうちのナローバンドの電話についてメタリックを（ユニバーサルサービスとして）想定していますので、本来、メタリックを光に取りかえた方がいいところがあるにもかかわらずそれができない状態になっている、それをとりあえず補正しようという考え方で、むしろ将来的には、ほんとうにブロードバンドになったときに、じゃあこれは光、電波、どれが一番いいものでちゃんとアクセスできるようにするというのが筋だと思いますので、そっちの方向に変えていくんだらうと。ただ、とりあえずは、今、メタリックだけになっておりますので、このままですと、それがむしろメタリックだけとすることによりまして光の導入を妨害していることになるので、そこからやろう、こういう解釈でよろしいんですね。

○吉田料金サービス課企画官　はい。

○酒井委員　それに当たって1つ、例えばお金の問題は別ですけども、今の電話に光IP電話がちゃんと代替できるのかどうかというところをむしろ利用者の皆さんの意見も含めて考える必要があると思うんですけど、変なこと、細かいことを言いますと、光IP電話だと停電対策がありましたけれども、電気代というのがあるんですけど、あれはほとんど無視してよろしいのでしょうか。メタリックは電気代はNTTが持ちますからかかりませんが、光IP電話って電気代というのもあるので、多分無視だらうとは

思うんですが、それがもしある程度高いと、それだつて入れないとおかしい話になりますので。すみません、今すぐじゃなくて結構なんです。

○東海部会長 そのあたりは今後の議論の中で。

○酒井委員 今後の議論ということで。多分、そういうことも影響すると思います。

○東海部会長 ただ、そういうような考え方の場合に、私は大切なことは、これまでのユニバーサルサービス、現在の既存の制度というのは、これは既にもう存在をしているネットワーク構造の中でどんどん下がっていく傾向にあるものに対して、仮に赤字のような形が起ころうとしても、事業者の方にはぜひともそれは維持してくださいという、そういう形のユニバの概念と理解をしています。

しかしながら、今度の新しい、今ここでお考えのところの光系統の問題は、実はこれから上昇していくカーブの問題でありますから、これは同じ概念の中に取り込むときには、理論の整理を少ししておかないといけないんじゃないかということになりましょう。ただ、だからこそ、移行期における仮の制度構築を検討せよということと理解をしております。おそらくその先にはブロードバンドサービスが全国に普及した形での、それこそユニバーサルサービスと呼ばない形の制度が何か再検討されるということを前提にしているのではないかと考えているところでございます。

いかがでしょうか、他の委員の方。

○酒井委員 今の点にちょっとつけ加えますと、24ページのIP化の進展に伴うコストの論点がありますが、このところで、電話に関しては、ご指摘のとおり既にあるものなので、メタル加入者回線コストというのはフラットに書いてあるんですね。これが光になってくると、現実としてフラットなことはあり得ないので、(右肩上がりに)上がってきますから、どうするかって結構難しい話がありますね。

○辻部会長代理 1点よろしいですか。私が質問しました意図は、各委員がおっしゃいましたように、これは現行のユニバーサルサービス制度の限定的な補強という観点が入っていますが、私は将来のブロードバンド移行見据えた配慮もしていただいて、ブロードバンドへの移行を阻害するようなものでないことをお願いしたいと思っております。

○吉田料金サービス課企画官 わかりました。今回対象は移行期ということでございますから、当然、その先を念頭に置いて移行を議論していただければと思っておりますので、よろしく願いできればと思います。

○東海部会長 他にいかがですか。

○高橋委員　私も関連でございますけれども、移行ということは理解はできるんですけども、アメリカの国家ブロードバンド計画を読んでしまうと、それとの差が余りにも大きくてちょっと愕然として、こんなことをして大丈夫なんだろうかという感想は持っております。アメリカの場合には、新しく全国をつなぐ移動通信の基金とかを創設するときに、節税効果のある方法でやるとか、そういうインセンティブがあるんですけども、日本の場合、この過渡的なものにもインセンティブが見えず、何か半ば強制的なものが見え、うまく進むのか危惧しております。アメリカの場合には、低所得者が手が届く価格となるようということで、ブロードバンドを通じたいろいろなアクセスが確保できるようにされているわけなんですけれども、日本の場合も、今回のプランでは消費者団体等の意見を聞くような形が設けられているようなんですが、意見を述べるための情報の非対称性が非常に甚だしいので、消費者の方々が、特に東京ではない地方の方たちがきちんと意見を言えるのかどうかということも大変に危惧しているところで。本気でこれをきちんと国民的な議論にもっていくんだとすれば、強く関係するような消費者あるいは消費者団体向けにきちんと学習会を開催するとか、そういうことをしていただいた上でこのヒアリングに臨んでいただくことが必要があるのではないかと思います。数年前にユニバのヒアリングで、九州の方が見えたときに、やはり何も自分たちは知らされてなくて、知らなくて、ここに来て初めてびっくりしたことがたくさんあったとおっしゃっていました。それじゃあまずいのです。今回はヒアリングまで1カ月しかなく、また夏休みということで非常に困難だと思うんですけども、それなりの手続きをしていただきたいと思います。　以上です。

○東海部会長　大変貴重な情報とご提言だろうと思いますので、これからこの議論を進めていく実際の委員会ではそういったことをしっかりと視野に入れて進めていただきたいと思っていますのでございます。

　実際の利用者、消費者といいましょうか、その方に対するアカウントビリティ、あるいはご説明といったようなことについては、ユニバーサルサービス基金ができたときは、まさに高橋委員がよくご発言いただいてお叱りを受けてきたところですけども、まさにこれはしっかりとした説明するという機構がなかったように思います。しかし、だんだんいろいろな形でもってこれを説明するというルートが、あるいは機構が、スキームができつつありますので、このたびの場合、そういったものをしっかりと利用しながら、消費者の意見、利用者の意見というものも吸収していくという過程をとっていただ

くことを私も望みたいと思っております。

他にいかがでございましょうか。

○斎藤委員　メタルによるユニバーサルサービスが光を阻害する形になっているというお話でございましたけれども、実際にそれがどのくらいの規模なのか、金額的あるいは数量的なものを見せていただかないと、なかなか判断ができないのではないかと思います。それが数量化できるのかどうかというのもよくわからないのですが、もう少し判断材料をいただけたらなと思います。

○東海部会長　その点は行政の方はいかがでございましょうか。

○吉田料金サービス課企画官　そうですね、そういったものが可能かどうかも含めまして、また、委員会の方でも議論を続けていくということなので、ご指摘を踏まえて調べさせていただければと思います。

○東海部会長　他にいかがでございましょうか。

よろしゅうございましょうか。

大変大事な諮問をいただきました。本件につきましては、ユニバーサルサービス政策委員会におきまして調査検討をしていただくことといたしまして、その結果を当部会で審議をし、答申をまとめていくということにしてはいかがかと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○東海部会長　その旨、決定することといたします。

なお、本件に関しましては、当部会と、今申し上げましたユニバーサルサービス政策委員会合同による事業者ヒアリングが、先ほどのご説明にもございましたように8月26日に行われる予定でございます。詳細につきましては別途事務局より連絡をしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

イ．長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について

【平成22年4月27日付 諮問第1212号】

○東海部会長　続きまして、議題の2番目でございます。諮問第1212号、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」、審議をいたします。

本件は、今年の4月27日開催の当部会におきまして、総務大臣から諮問をされまして、その後、接続政策委員会において検討が行われてまいりました。本日は、委員会での検討結果のまず概要について私がお報告を申し上げさせていただきます。詳細は行政の方からお話をさせていただくということにしたいと思います。

それでは、お手元の資料11-2をお出しいただきたいと思います。今申し上げましたとおり、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方」につきましては、これまで接続政策委員会において調査審議を行ったわけでございますが、その結果の概要をお報告させていただきます。

本件については、総務大臣からの諮問を4月27日に受けまして、それ以降、接続政策委員会で議論を進め、審議を積み重ねてまいったところでございます。具体的には、まず、5月19日に自由討議を行いました後、5月25日に電気通信事業政策部会との合同ヒアリングを開催いたしまして、事業者の皆様のご意見を伺いました。これらを参考にしつつ、6月に論点整理を2回行いました。その後、今月13日には報告書の骨子案につきまして、また引き続いて21日には報告書案について審議してまいりました。こうした全6回に及ぶ接続政策委員会での活発な議論を経まして、お手元でございます資料11-2のとおり、接続政策委員会としての整理を報告書として取りまとめさせていただきます。

1枚表紙をおめくりいただきますと、目次がございます。具体的にはその報告書の目次でございますように、第1章、第2章、第3章、第4章、第5章という、基本的には5つの論点、改良モデルの評価及び現行の接続料算定方式の評価と平成23年度以降の接続料算定方式の扱いという項目、それから2番目には、NTSコストの扱いの問題、それから3番目には接続料算定に用いる入力値の扱いの問題、4番目には接続料における東西格差の問題、5番目には改良モデルを用いた算定方式の適用期間の問題を中心に議論をいたしました。加えて、報告書といたしましては、第6章にこれからの問題、課題といったことで次期見直しに向けた課題という章を設けさせていただいて、全6章構成でございます。頭にはこれまでの経緯等を含めて沿革と環境変化と題する序章をつけさせていただいているところでございます。

結論的には、現在行っております長期増分費用方式を継続をする。ただしその適用期間を2年とする、従来型の3年よりも少し短く、環境変化を認識をいたしまして2年とするというような形で結果を取りまとめているところでございますけれども、内容につ

きまして事務局からご説明を加えていただきたいと思います。

○吉田料金サービス課企画官　それでは、資料11-2の内容のポイントにつきましてご説明させていただきたいと思います。

まず序章、沿革と環境変化ということでございますけれども、時間の関係もございしますので、11ページをごらんください。(4)で接続料算定の在り方をめぐる最近の動きというところがございます。ここでまず固定電話の接続料算定につきましては、これまで数次にわたり、4回でございすけれども、接続料算定に用いる長期増分費用モデルの見直しが行われてきたところであるが、PSTN網からIP網への進展等によってネットワーク構造自体が大きく変化しつつある、このような中、接続料算定に用いる現行の長期増分費用モデル(第四次モデル)の適用期間が平成19年答申により平成22年度までとされていることから、総務省が平成21年6月からモデル見直しのための研究会を再開し、その報告書において現行の第四次モデルを改修したモデル(以下「改良モデル」)を取りまとめたということに触れております。

そして、PSTNからIP網への移行が進展する中で、固定電話のトラフィックは引き続き減少を続けている。また、き線点RT-GC間伝送路コスト以外のNTSコストの段階的控除が平成21年度で完了したことなどによって、本年3月に認可された平成22年度の接続料が、GC接続、IC接続ともに前年度に比べ上昇しているということがございまして、このような状況を踏まえれば、研究会で取りまとめられた改良モデルの評価等をはじめ、長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について検討・整理することは極めて重要としてございます。

このため、本答申では、審議の過程において事業者から提案された新たな算定方式や現行の算定方式の評価及び平成23年度以降の接続料算定方式の扱いにおいて検討を行うとともに、この章立てにもありますように、接続料における東西格差の扱い、平成19年答申において段階的に接続料原価に算入することとされたき線点RT-GC間伝送路コストの扱いなどについて改めて検討するなど、長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方及び次期見直しに向けた課題等について取りまとめを行ったものであるとしてございます。

そしてまず第1章、平成23年度以降の接続料算定方式ということで、コアの部分でございすけれども、まず改良モデルの評価といたしまして、アの加入者回線モジュールの①というところでございすけれども、加入電話の回線数算定方法の変更というこ

とで、回線数の入力値をMA別から収容ビル別ということに変更することにしております。それから2番目といたしまして、各メッシュへ回線数を割りつける方法の変更ということで、割りつけ後の回線数が0.2以上の全メッシュに回線数1を確定し、その後、需要の大きなメッシュから順に切上げ処理を行うことで入力値と出力値を一致させる方法に変更することにしております。

それから14ページでございますが、2番目といたしまして、加入者交換機と遠隔収容装置（RT）の設置基準ということでございます。これにつきまして、最新の実績データを用いて算出した結果、1万2,000回線に変更するということになっております。それからMA当たりRT収容最大回線数につきましても、この1万回線から1万2,000回線へ変更することとしてございます。

3番目でございます。加入者交換機と中継交換機間の伝送における伝送装置（ADM）についてということでございますけれども、これにつきましては、今、600メガと2.4ギガで経済比較を行い、効率的な容量のADMを選択して設置してございますけれども、この比較の対象に10ギガを追加することとしてございます。

④といたしまして、き線点RT-GC間伝送路コストの算定の精緻化ということでございまして、この算出方法について見直しを行った結果、当該コストを500万円から1,000万円に変更してございます。

それから15ページの⑤衛星通信区間の設備量ということでございますけれども、現在の処理の結果、現行モデルで算出されるトランスポンダ数が実態と大きく乖離しているため、切上げ処理ということを現在行っているわけですが、これを行わないよう変更することとしてございます。

それから6番目、遠隔収容装置及びき線点遠隔収容装置の耐用年数ということでございますけれども、この遠隔収容装置（RT）の経済的耐用年数につきまして、機能面等に着目し、伝送装置と交換機の経済的耐用年数の平均値を使用することに変更することにしてございます。

それからき線点遠隔収容装置（RT）の経済的耐用年数につきましては、実際の使用実績から推定に十分なデータの取得が可能になったということで、ここに注がついてございますけれども、修正増減法で推計を行った値、13.5年に変更することとしてございます。

7番目の監視装置でございますけれども、この監視装置の経済的耐用年数について実

態調査を行い、修正増減法により推計した値に変更するという取り扱いをすることとしてございます。

それから16ページでございます。8番目といたしまして、平成19年度及び20年度の税制改正ということで、この税制改正の内容は図表7の箱に入っておりますけれども、これを踏まえて固定資産税の算定及びレートベースの算定にこの内容を反映してございます。

9番目といたしまして、加入者交換機の施設保全費のうち固定的費用の見直しということでございまして、現行の算出方法につきましては、注の14がついていますけれども、残差に一定の傾向が見られるなどの問題が存在しているということから、この算出方法を現行の直線回帰から二次関数による回帰に変更してございます。

次に、エの算定結果というところでございますけれども、この全体のネットワークコストにつきまして、平成22年度接続料認可ベースにおきまして、改良モデルでは4,131億円、第四次モデルでは4,552億円となっております。約422億円(9.3%)の減少となっております。それからまた、平成22年度接続料を改良モデルで算定した結果というものが次の18ページの図表10のとおりとなっております。現行モデルと比較した場合、GC接続料(3分当たり)ではおおむね11.1%低下しているということでございます。

この改良モデルの評価でございますけれども、アの主な意見としまして、改良モデルについては、市場環境等を踏まえた所要の見直しが行われたことを評価する意見、それからネットワークコスト全体で10%程度のコスト削減となることについて評価する意見、一方、長期増分費用モデルを用いて算定された費用と実際費用の乖離について検証を行う必要があるとの意見、それから10%程度のコスト削減効果では、実際費用との差が解消できないものと想定され、現状のまま改良モデルを採用することは適当ではないのではないかという意見があったことを取り上げてございます。

考え方ということでございますが、改良モデルについてということで、2パラのところでございますけれども、改良モデルについては、モデルを取り巻く環境の変化に対応する適切なコスト算出を行うことができるモデルを策定することを目的として、関係事業者からの改修提案に基づき、研究会において専門家が十分な時間をかけて最新の実態への即応性やモデルの精緻化の観点から検討を行った上で改修されたものであり、審議会としてもモデルの改修は適切であると認められるとまとめてございます。

次に、LRIC費用と実際費用の乖離についてというところでございます。平成20年度におけるLRIC費用と実際費用を比較した場合、実際費用の方がLRIC費用よりも1,042億円低い値となっております。また、NTSコストの付替えを考慮した接続料原価で比較した場合につきましては、平成20年度におきましては実際費用の方がLRIC費用よりも432億円低い値ということになってございます。

このような両者の乖離につきましては、減価償却費の他、租税公課や自己資本費用等の算定のもととなる正味固定資産額の差が主な要因となっておりますが、これらの乖離は両費用の算定方式の考え方の違いによるものであるといたしまして、まず長期増分費用につきましては、現在と同じ加入者数規模とトラフィックに対する処理能力を備えたネットワークを、現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術で新たに構築した場合の費用額に基づいて計算する方式ということをごさいます。事業者の継続的な事業運営を前提として年経費の算定を行うというものでございます。長期増分費用モデルは、コストを経済的耐用年数期間で平準化することによって年経費を算定してございます。また、従来から経済的耐用年数の見直しを行ってきたことに加え、平成17年度より新規投資抑制を考慮した経済的耐用年数の見直しを実施しているところをごさいます。投資抑制の効果は経済的耐用年数の延長という形で反映されているということをごさいます。

一方、実際費用ですけれども、これはNTT東西における当該年度の接続会計によって整理された経費をもとにして費用科目別に算定しています。実際費用の場合、投資抑制の長期化により設備全体に占める償却済み資産の割合が増えると、急速に償却費及び資産額が抑制されるということになりまして、NTT東西のいわゆるレガシー系ネットワークの償却が進んでいるため、減価償却費や自己資本費用等については、実際費用の方がLRIC費用に比べて小さくなっているという状況がございます。

このとおり、上記のことからLRIC費用と実際費用とでは算定方式に異なる点があるということをごさいます。実際費用の方が低い値であることのみをもって直ちにモデルの有用性を判断することは適切でないと考えてございます。

それで、今後の傾向でございますけれども、減価償却費の減少傾向がおさまり、実際費用の減少トレンドは底を打つ可能性が高いのではないかとございます。また、LRIC費用については、現在の最新需要に基づいて毎回新規にネットワークを構築した場合のコストを算出して、加入者数や通信量の減少が即座に織り込まれるという

ことですが、実際費用の場合では、過去の投資実績や事業計画等の影響を受けるといふことで、当該減少が十分織り込まれない可能性があり、また、十分に織り込むためにも一定の期間を要することになります。

こういったことを踏まえると、LRIC費用と実際費用の乖離値が今後は縮小していく可能性が高いということをごさゝいで、LRIC費用と実際費用の今後の予測についての試算については、LRIC費用と実際費用の差が年々縮小し、ネットワークコストでの比較においては、平成23年度にはLRIC費用と実際費用がほぼ同水準となり、それ以降はLRIC費用が実際費用を下回る結果となったということをごさゝいで。また、接続料原価ベースでの比較については、平成22年度にはLRIC費用が実際費用とほぼ同水準となり、それ以降はLRIC費用が実際費用を下回ることが示されたということを紹介してごさゝいで。

また、今回初めてLRIC費用と実際費用について費用科目別の比較を行うことが可能となったことから、両者の比較を通じてモデルのさらなる改修の可能性が考えられる点も見受けられたということをごさゝいで、結論といたしまして、今回の検討を踏まえ、今後もLRIC費用と実際費用の比較を続けていくとともに、必要に応じて分析等を行った上で、改善すべき点があれば、長期増分費用モデルを適時適切に改修することが適切であるということとしてごさゝいで。

次に、2番目といたしまして、現行の接続料算定方式の評価と平成23年度以降の接続料算定方式の扱いということをごさゝいで。

まず(1)主な意見といたしまして、長期増分費用方式については、基本的には接続料算定の透明性を担保する方式として依然として有効との意見、また、平成23年度以降の接続料算定方式に長期増分費用方式を採用することに賛成との意見、それから長期増分費用方式は、ボトルネック事業者の非効率性を排除する観点で有効であるが、同方式の採用に当たってはLRIC費用と実際費用の乖離の検証を行うべきとの意見がありました。一方、長期増分費用方式による接続料算定方式を廃止し、実際費用方式に見直すべきであるとの意見もごさゝいで。また、環境変化に対応した新たな算定方式も示されてごさゝいで。

考え方ということをごさゝいですけれども、現行の接続料算定方式、長期増分費用方式につきましては、ボトルネック事業者の非効率性を排除し、接続料算定の透明性を担保する方式として有効であることから、その維持を望む意見も多いとしてごさゝいで。そ

して長期増分費用方式は、接続料算定における透明性や公正性の確保に大きく貢献してきているものと認められ、また、今後もなお一定の意義を持ち続けるものと考えられるとしてございます。

次に、イといたしまして、提案された新たな算定方式についての評価をしてございます。まず①のKDDIの提案でございます。KDDIから提案された算定方式につきましては、一定期間後のPSTNとIP電話の需要の比率をあらかじめ定めることが必要となるということで、現時点では、PSTNとIP電話を取り巻く今後の環境変化を踏まえた上での将来需要を正確に見通すことは可能であるとは言いがたいとしてございます。また、PSTNに係るコスト算定については、改良モデルと将来原価のハイブリッド方式とし、両者を比較した上でより低い方のコストを、最も低廉で最も効率的な設備と技術とみなして採用するという事は、原価に基づいて算定を行うという現行の接続料算定の原則には必ずしも則っているとは言いがたいと評価しています。

次に、ソフトバンク提案のIPモデルでございます。この今回の提案でございますが、具体的なモデルの構成、ロジック等に関する提案がなく、また、上記IP網が持つ特徴に起因する諸課題が現在においても十分に解決されているとは言えないということで、現時点で精緻なIPモデルを直ちに構築することは困難であると考えられるとしてございます。「ただし、」といたしまして、このIPモデルの構築については、引き続き諸外国の動向やIP網に関する技術の成熟度等を注視しつつ、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要があると考えられるとまとめてございます。

3番目にソフトバンク提案のPSTN定常モデルでございますが、これにつきましては、PSTNと設備構成が全く異なるIP電話の需要をPSTNの需要とみなして算定することは、原価に基づいて算定を行うという現行の接続料算定の原則に必ずしも則っているとは言いがたいという形で意見をまとめてございます。

それから24ページでございまして、ウの平成23年度以降の接続料算定方式の扱いということでございます。今回、KDDI及びソフトバンクから新たな算定方式の提案がなされたということでございますが、これらの提案等を踏まえ、現行の長期増分費用方式を見直す場合には、環境の変化を考慮しつつ十分な期間を設け、詳細な検討を行う必要があると考えられるとしてございます。長期増分費用方式は、既存事業者の非効率性を排除するモデルを使用してコストを算定する方式であり、接続料算定における透明性や公正性の確保に大きく貢献してきているものと認められる。また、現時点ではこれ

に代わり得る適切な方式は見当たらない。以上のことから、平成23年度以降の接続料算定方式としては、引き続き長期増分費用方式を用いることとし、その原価の算定には改良モデルを適用することが適当であるということでごまかせていただきます。

次に25ページ、第2章のNTSコストの扱いということでごまかせていただきますが、時間の関係がごまかせていただきますので、経緯については省略をさせていただきます、28ページの主な意見というところにまいりたいと思います。

ヒアリング等において次のとおり意見が示されたということで、今後、ユニバーサルサービス制度の補てん額の算定方法を見直さない限りは同コストは引き続き接続料原価とせざるを得ないという意見、それから平成19年答申の考え方を踏襲し、平成23年度はき線点RT-GC間伝送路コストの残り20%についても接続料原価に算入することが適当であるとの意見、それからき線点RT-GC間伝送路コストを含むNTSコストは基本料で回収すべきものであり、接続料原価から控除すべきとの意見、また、き線点RT-GC間伝送路コストは原則、基本料で回収すべきであるが、ユニバーサルサービス料を負担している利用者のコンセンサスを心得て検討すべきであるとの意見。それから最後に、利用者負担が急増すること避けるため、当該コストについては段階的に接続料原価から控除すべきとの意見が示されたことを紹介してごまかせていただきます。

これに対する考え方ということでごまかせていただきますが、まず、き線点RT-GC間伝送路コストによる接続料水準への影響ということで、この影響を試算したところ、この推計値が図表15のとおりとなっております。

次に、利用者転嫁の状況でごまかせていただきますが、負担事業者の大半がユニバーサルサービス料としてその負担を利用者に電気通信番号ベースにて転嫁している状況が現在も続いてごまかせていただきます。仮に、き線点RT-GC間伝送路コストをすべて基本料コストで回収することとした場合には、全国平均費用を超える額を補てんするということになり、その結果、平成23年度の認可時の負担額を試算すると、1番号当たり24～26円という水準になるということが示されてごまかせていただきます。今次の見直しにおきましても、このき線点RT-GC間伝送路コストの扱いにつきましてもは、引き続き利用者負担の抑制の観点に十分配慮することが必要であると考えられるという考え方を示してごまかせていただきます。

次に、ウのユニバーサルサービス制度の見直しの動向といたしまして、「『光の道』構想実現に向けて」の中で、光IP電話やブロードバンドアクセスのユニバーサルサービス化についても言及がなされており、今後、「光の道」構想の具体化の中で、現行の

ユニバーサルサービス制度の見直しについても検討がなされる予定となっているとまとめてございます。

それからエの平成23年度以降におけるき線点RT-GC間伝送路コストの扱いというところにつきましては、このコストにつきましてはNTSコストであることから、基本料の費用範囲の中で回収することが原則であるとしてございます。

時間の関係もありますので、まとめます。一番最後の段落になりますけれども、今後、ユニバーサルサービス制度の見直しを進める際には、このPSTNを取り巻く環境の変化を考慮に入れつつ、接続料水準への影響や利用者負担への影響にも十分配慮しながら、き線点RT-GC間伝送路コストの扱いを含む補てん対象額の算定方法についても検討することが適当であるとまとめてございます。

続きまして31ページ、第3章、接続料設定に用いる入力値の扱いでございます。経緯と現状につきましては説明を省略させていただきまして、35ページの平成23年度以降の接続料算定に用いる入力値の扱いということで、まず主な意見でございます。主な意見といたしましては、適用年度を予測した通信量（14カ月先予測）を用いることが適当との意見、それから制度の安定性の観点等からは、基本的なルールは頻繁に変更すべきではなく、現行の前年度下期と当年度上期を通年化した通信量（8カ月先予測）を適用することが適当との意見、それから、接続料の予見性を確保する観点から、実際に把握可能な過去実績を用いることを基本とし、トラフィックが安定している状況では一部予測値を使う現行の手法も一定の合理性があるとの意見が示されたということを紹介してございます。

考え方でございますけれども、接続料算定に用いる通信量の扱いということで、35ページの下のところ①、②、③がございまして、この3つの考え方につきましてそれぞれ毎年度の接続料算定に用いるのと同じの方法で予測した予測通信量と実績通信量の乖離の比較を図表17でしてございます。

この結果でございまして、37ページの「したがって、」というところでございますが、この結果も踏まえまして、平成19年答申の時点から状況に大きな変化は見られず、現行の予測方式を変更する必要は特段ないものと考えられることから、平成23年度以降の接続料算定に用いる通信量としては、引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用することが適当であるというまとめをしてございます。

それからその他の入力値の扱いということでございますが、通信量を除くその他の入

力値については、従来同様、事業者の経営上の機密への配慮と、透明性・公開性の確保の双方に十分に配慮しつつ、必要に応じて総務省において毎年度の接続料算定時に見直し、可能な限り最新のデータを用いることが適当であるというまとめ方をさせていただきます。

次に、第4章、接続料における東西格差ということでございまして、ここも経緯と現状は省略させていただきます。

40ページの平成23年度以降の接続料における東西格差の扱いというところで、主な意見でございますけれども、まず、利用者料金の全国均一料金での提供に対する社会的要請を十分に配慮して検討することが必要との意見、また、東西間格差については大きな状況変化はないことから、引き続き東西均一の接続料とすることが適当であるとの意見、それから東西別接続料を設定した場合、通話料金の地域格差につながり、公正競争を阻害することにもなるため、東西均一の接続料を維持すべきとの意見がございました。

一方、格差の大小にかかわらず東西別接続料とすべきとの意見や、NGNによるIP電話による接続料は東西別であることにもかんがみ、東西均一の接続料とする必要はないとの意見も示されたことを紹介しております。このほか、東西均一の接続料とすべきであるかどうか国民全体で改めて議論すべきであるとの意見もございました。

41ページの(2)考え方でございますけれども、まず、今回の見直しに当たっては、前回の平成19年度答申時の状況から、東西別接続料を設定することが適当と考えられる程度の環境変化が認められるかという観点から検討を行うことが適当であるとしてございます。まずこの改良モデルにおける影響ということでございますが、この現行モデルとの比較でいきますと、GC接続で約1%の縮小、IC接続では同程度という形になってございます。この41ページのイ、東西別接続料の設定の是非というところでございますけれども、まず、本来的には東西別接続料を設定することが適当であるという考え方を述べてございます。「しかし、」といたしまして、現行モデルを改良モデルに変更することによって、NTT東西間の接続料格差に与える影響はほとんど見受けられないこと、また、依然としてNTT東西間の接続料格差はGC接続、IC接続ともに20%以上に達しているとしております。そして、接続料の東西格差に係る社会的要請や東西別接続料の設定による公正競争上の影響等についても、この数年間に大きな環境の変化があるとは認められないことから、平成23年度以降の接続料算定においても、これま

でと同様に東西均一接続料を採用することが適当であるとしてございます。

なお、NGNによるIP電話、IGS機能において東西別接続料が設定されていることにかんがみれば、固定電話に比してある程度IP電話が普及した段階におきましては、長期増分費用方式に基づく接続料についても、社会的コンセンサスに十分配慮しつつ、東西別接続料の導入について検討する必要があるという点に触れてございます。

それから43ページ、第5章、改良モデルを用いた算定方式の適用期間ということでございます。これにつきまして、主な意見といたしましては、まず、算定方法の頻繁な変更は好ましくなく、新たなモデルを構築する場合には相当の期間・稼働を要することから、従来どおり複数年度の適用にすべきとの意見がございました。また、市場環境の変化を適宜取り込むことを考慮すれば、1つのモデルの適用期間はおおむね2年から3年とすべきとの意見、今後のFTTHの進展等を考慮して2年から3年程度の期間とする意見、基本的な算定ルールは頻繁に変更すべきものではないとする意見等が示されました。

一方、トラフィックの減少により接続料の上昇が懸念されるとともに、改良モデルの適用期間は可能な限り短期間として、次期モデルによる接続料算定方式の抜本の見直しが必要との意見もございました。

考え方ということで、43ページの2パラでございしますが、長期増分費用モデルを用いた算定方式については、基本的にはこれまで3年間の適用とされてきたところであるが、電気通信分野を取り巻く環境は今後一層急激に変化していくことも見込まれるため、改良モデルを用いた算定方式の適用期間を現行モデルの場合と同様に3年間とすることは必ずしも適当ではないとしてございます。

他方、制度の安定性を確保する観点や接続事業者における事業運営の中期的な展望・予見性の確保の観点からは、算定方式の頻繁な変更は必ずしも好ましくない、今後、PSTNを取り巻く環境変化等に適切に対応した算定方式を検討するためには、改良モデルの評価や新たな算定方式の検討等に十分な期間が必要となるものと考えられることから、改良モデルを用いた算定方式の適用期間を1年間とすることも必ずしも適当でない。

以上を踏まえれば、改良モデルを用いた算定方式の適用期間は、モデルを取り巻く環境変化についてもかんがみ、平成23年度から24年度までの2年間とすることが適当であるとしてございます。

なお、上記適用期間における改良モデルによるGC接続料水準（3分当たり）の推計

値ということで、平成23年度は5.1円から5.3円程度、平成24年度は5.4円から6.0円程度となるということを示してございます。

「ただし、」といたしまして、電気通信分野を取り巻く環境は今後も一層急激に変化していくことも見込まれるため、適用期間内に現行の算定方式の前提が大きく変化することが明確になった場合には、固定電話市場における環境変化を適切に見極めた上で、今回提案された新たな算定方式を含む長期増分費用方式の在り方について適時に見直しに向けた検討を行うことが適当としてございます。

また、き線点RT-GC間伝送路コストの扱いにつきましては、ユニバーサルサービス制度の在り方と密接に関係していることから、今後のユニバーサルサービス制度の見直しの動向やその結論等を踏まえて、所要の見直しを適時適切に検討することが適当であるとしてございます。

最後の46ページ、第6章でございます。次期見直しに向けた課題といたしまして、加入電話の契約者数及びトラフィックの減少傾向は継続しており、改良モデルを用いた算定方式の適用期間が終了した後もこの傾向が続くことが想定される。そしてその場合、トラフィックの減少等により従量制接続料の水準が急速に上昇することが避けられないおそれが強いことから、改良モデルを用いた算定方式の適用以降の接続料算定の在り方について早期に検討を開始する必要があるとしております。特に今後、「光の道」構想の具体化が進められるとともに、PSTNのコア網のIP化等に関する具体的展望等についてNTT東西から概括的展望が公表される予定でありまして、今後の環境変化に対応した接続料算定の在り方について、必要に応じ、適時適切に検討を進めていくことが適当であるとしてございます。

そして、まず長期増分費用モデルの見直しということでございますけれども、長期増分費用モデルは、今後もなお一定の意義を持ち続けるとしてございまして、この45ページが一番下の部分でございますが、モデル上のネットワーク構成と実際のネットワーク構成の乖離等について、今後も引き続き検討を行い、長期増分費用方式の趣旨にかんがみて修正すべき箇所が認められた場合には、環境の変化に適切に対応した接続料算定が可能となるよう、モデルの見直しに向けた不断の検討を行っていく必要があると考えられるとしてございます。

次に、(2) 現行の長期増分費用方式にかわる新たな算定方式の検討ということで、KDDI及びソフトバンクから新たな算定方式についての提案がなされたことに関連し

てでございますけれども、現時点では、現行の長期増分費用方式にかわる算定方式としてこれらを直ちに導入することは必ずしも適当でないとしておりますが、今後のPSTNを取り巻く環境の変化等を踏まえ、現行の長期増分費用方式を見直す場合には、これらの提案等を含め、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要があるとしてございます。

仮に、将来的にPSTNコア網がIP網に移行し、メタル回線を使用するような状況が生じた場合、固定電話サービスの利用者にとってはネットワーク側の都合によってIP網を利用することになるため、このような状況下においては固定電話サービスとIP電話サービスの接続料の在り方について改めて検討する必要があると考えられておまして、今後、「光の道」構想の具体化の進展や概括的展望の公表等により、PSTNを取り巻く環境の方向性がある程度明確になった場合には、環境の変化等を適切に見極めた上で、速やかにPSTNに係る接続料算定の在り方について改めて検討することが適当であるとまとめてございます。

それから最後、2のその他といたしまして、ドライカップ接続料等のレガシー系接続料について触れてございまして、これにつきましても必要に応じ引き続き検討を行うことが必要であるということでもまとめてございます。

説明が長くなりまして恐縮でございますが、以上でございます。

○東海部会長 ありがとうございます。大事な問題でございますので、少し丁寧にご説明をいただいたところでございます。接続政策委員会からのこの報告に対するご意見をいただきたいと思っております。どうぞ、ご自由にご発言いただきたいと思っております。

○辻部会長代理 よろしいですか。今、ご説明いただきました報告書であります。もしかしら、接続政策委員会の座長の東海先生にお聞きしたほうがいいかもしれません。今の説明では、2年という期間は、何か消去法的に決まったということよりも、やはりもう少し大きな状況の変化が視野に入れられて決められたと思っております。1つは、接続料がやはり上昇していきますと、24年度では6円ですが、直取電話等々のNCCの方々がこのマーケットから撤退されるところも起こりうるわけです。ですから、ユニバではどうやってその負担を下げるかということで、いろいろなIPの補正とかが先ほど議論しました。ですから、どのように接続料を下げるか、根本的な方法を考えていかないといけない、しかし抜本的な改正を2年間で行うということ、何か非常に期間的に短いような気がする。つまり、LRICにかわるようなものとか、あるいはヒアリングで出ましたPSTN定常とかIP定常とかというものを取り入れていくにしても、非常に難しい

ような気がします。委員会では、2年と決められたときに、2年から先のことはわからないというようなことなのか、それともやはり、2年で抜本的改正が可能な期間として想定されたのか、いかがなのでしょう。

○東海部会長 私からお話しさせていただきますと、この問題が諮問されたという状況の中で、当初の議論の中では、もうそろそろLRICの命運は尽きたのではないかと、そろそろ新しい形の接続料算定方式を検討すべき時期に来ているのではというご意見もなかったわけではないし、そういうものも取り込みながらの議論を進めなければならないということに進んでまいりました。しかしながら、だんだんと議論を煮詰めていくと、実はまだこのPSTNによるところの通信ネットワーク網というのは、利用者の比率からすると70%を超える利用者がいらっしゃるということの現実。しかしながらこれは、先ほど問題が出ておりますように、グラフで見れば、どんどんトラフィックの減少が起こっているという状況、この状況をどのように23年度以降の接続料のあり方で議論すべきかということに収れんしてきたわけです。結果的にはこういう結果ではありながら、私どもの目の前には実は議論の過程で不透明な部分が幾つかございました。

1つは、「光の道」構想というものでございました。これは先般、総務大臣がオーストラリアで花火を打ち上げられましたけれども、それ以降に具体的な姿が見え、また今日、この電気通信事業政策部会におきましても、ユニバーサルサービス制度問題として、これだけではないんですけれども、この電気通信事業政策部会では、ユニバーサルサービス制度問題としてその全貌が明らかになり、ユニバーサルサービス問題について議論をしなければならないという過程に入ってきたところでございます。そんなような現状というものを踏まえるに、このPSTNの接続料問題をここで新しい考え方に切り替えるということは非常に困難な状況にあるということでもございました。

また、NTTご自身も、この秋にはご自身の事業の概括的展望というものを公表されるということが前々から明らかになっております。しかし、これはどんなこととお話しされるかということについてはまだ不透明でございますが、少なくとも、今日の第1の議題にも出てまいりましたようなIP化と言いましょか、ブロードバンド化と言いましょか、そういう方向へどういう具体策を展開するか。

もっと細かい話をいたしますと、マイグレーションの問題であります。この具体的な姿、また今日はメタルのままIP電話というようなことの方角性もあり得るようなことが出てまいりました。その中で、この長期増分費用方式に基づくところの接続料算定の

果たしてきた役割と同時に、その今後というものを考え合わせますと、やはり2年ぐらいの短い期間を設定しておいた方が、次のステップへ移るのに動きやすいと。ちょうど今日のグラフでも、事務局も乱暴なグラフであるということをおっしゃっておいりましたけれども、いわゆるこちらの方の固定系のものの減少と、光系のものの上昇の交点、ぶつかる点がいつごろ来るかなということでありましたが、これについては、間もなくということ、そのグラフの書き方や分析は別といたしまして、多くの方々の了解事項だろうと思いますので、3年にしておいて早目に更改の議論をするということも考えないわけではなかったのですけれども、やはりこういった大きな環境変化を受け止めるためには、従来型の3年よりも2年にすることが適切というのが結果的には接続政策委員会の結論でございました。

○辻部会長代理　　ありがとうございました。

○東海部会長　　他にいかがでございましょうか。

○高橋委員　　よろしいですか。接続政策委員会としての整理を東海先生を中心に大変ご尽力いただき、ありがとうございました。今までのご説明でいろいろわかってきたんですけれども、3年を2年に見直し、さらにこの報告書を拝見しますと、非常に見直しの柔軟性が盛り込まれていて、改善すべきことがあれば、長期増分費用モデルも適時適切に見直すというような文言も入っているので、そのように進むんだなという理解でおります。全体的に透明性と公正性の確保ということがこの報告を貫いていると思うんですけれども、もう1つ、今後の課題として、やはり迅速な対応が非常に重要になってきていると思います。また、報告書の中に、新算定方式の提案がソフトバンクさん、KDDIさんから出ているわけで、それについても十分な期間を設けて詳細な検討が必要だとしているわけです。私自身はこれを読ませていただいて、提案事業者がさらに詳細の提案を今後出していただければ、それを情報通信審議会接続政策委員会で前向きに検討できると思いますので、事業者さんの前向きな取り組みにも期待したいと思います。

以上です。

○東海部会長　　ありがとうございました。私ども、この過程の中で、KDDIさん、ソフトバンクさんがこういう新しいモデルを提示していただいたということは非常に重く受けとめております。しかも、その基本がやはりIP化への流れだろうと思いますので、これをどうやってこれから、これはユニバの問題だけでなく、全く同じことなんですけれども、固定系の通信網の接続料の中に取り込んでいけるかという大きな示唆をいた

だいたと思っております。ただし、23年度以降から、ではそれをこのモデルが適切だという決断を持つには少し時間が足りなかったと思っておりますので、非常に先に頭出しをしながらの形で報告書をまとめさせていただいたというところでございます。ありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。もし、特にご発言がないようでしたら、この報告書を電気通信事業政策部会の答申(案)として了承いたしまして、今後、意見招請、パブコメを行うということとさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

○東海部会長　ありがとうございました。本件につきましては、報道発表をいたしますし、インターネット等に掲載するなどいたしまして公告をいたしまして、広く意見の募集を行うことといたします。本件に関する意見招請期間は、8月30日月曜日までとさせていただきます。また、本件につきましては、その後の検討をさらに接続政策委員会において検討していただくということにさせていただきたいと思っております。

2つの議題、以上でございます。

○東海部会長　それでは、以上で本日の会議を終了させていただきます。次回の会議日程等につきましては、別途、決まり次第、事務局からご連絡をさせていただくこといたします。

以上で閉会いたします。ありがとうございました。

閉　　会